

<参考> 作物統計調査の審議に当たってのキーワード

この資料は、本調査の諮問審議で頻出する農業統計関連用語について、総務省としての理解をまとめたものです。同じ用語でも、作物によって、細かな定義が異なる場合がありますが、本資料は、用語の大まかなイメージをしていただくことを目的としていますので、説明を集約している場合があります。

(用語は五十音順)

| 用語 | 説明 |
|--------|--|
| 関係団体等 | <p>◆作物統計調査の調査計画においては、以下の団体等の総称として「関係団体等」を用いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合^(注1) ・集出荷団体^(注1)、集出荷業者 ・日本ビート糖業協会（てんさい） ・製糖会社、製糖工場等^(注2)（さとうきび） ・荒茶工場（茶）^(注3) ・その他の関係団体（例えば、地域特産品に係る協議会） <p>(注1)「農業協同組合」と「集出荷団体」は重なる場合が多い。</p> <p>(注2) 農業協同組合が製糖工場を運営している場合には、当該農業協同組合に対して報告を求める。</p> <p>(注3)「荒茶工場」とは、収穫した茶葉を加工する工場</p> |
| 結果樹面積 | ◆栽培面積のうち、生産者が当該年産の果実を収穫した面積 |
| 耕地面積 | <p>◆農作物の栽培を目的とする土地の面積（けい畔を含む）。田及び畑の面積をいう。</p> <p>◆「畑」には、通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。</p> |
| 栽培面積 | <p>◆種まき又は植付けの後、複数年にわたって継続的に収穫することができる作物（果樹、茶等）を栽培している面積</p> <p>→「結果樹面積」（果樹）を参照</p> <p>→「摘採面積」（茶）を参照</p> |
| 作付面積 | ◆種まき又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる継続的な収穫ができない作物（水稻、麦類、野菜等。つまり、収穫後、次の収穫のために、改めて種まきや植付けが必要な作物）を作付けしている面積 |
| 作付面積調査 | <p>◆作物別の作付面積（又は栽培面積）を把握するための情報を得るための調査</p> <p>◆関係団体等（全数調査）から得られた結果の積上げに、職員又は統計調査員による巡回等により把握した情報を上乘せして、全体の作付面積を求めている。</p> |

| 用語 | 説明 |
|--------|--|
| 収穫量 | ◆収穫されたもののうち、流通する基準（品質・規格）を満たすものの重量をいう（自家消費分を含む。）。 |
| 収穫量調査 | <p>◆作物別の収穫量を推計するための基礎情報を得るための調査</p> <p>◆関係団体等への調査と農林業経営体への調査から得られた結果を基に、10アール当たり収量（単位面積当たり収量という意味で「単収」と言われる。）^(注)を求めることが、収穫量調査の直接の目的。</p> <p>◆収穫量調査から得られた単収に、作付面積調査により得られる作付面積を乗じ、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回等により補完することで、全体の収穫量を推計する。</p> <p>(補足) 10アールを集計単位としているのは、田んぼ一枚（1区画）の大きさが一反（991.735㎡→約1000㎡=10アール）であることが多いことを踏まえたものであり、水稻だけでなく、作物統計調査で把握する作物の収穫量の集計単位として10アール当たり収量が用いられている。</p> <p>なお、米を一石（十斗=百升=約180リットル）収穫できる平均的な面積が一反とされていた。</p> |
| 主産県調査 | <p>◆「主産県調査」とは、調査対象となる作物ごとに、全国の作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とする調査をいう。</p> <p>「全国調査」とは、主産県以外の県（非主産県）も含め、全都道府県を対象に行う調査をいう。</p> <p>◆したがって、主産県については、毎年調査が行われている一方で、非主産県については、全国調査のときのみ調査が行われる。</p> <p>◆主産県調査の実施年においても、全国値を推計するために非主産県のデータが必要になるが、このときの非主産県のデータについては、前回の全国調査の際に得られた非主産県の結果を、毎年得られる主産県の伸び率で延長して推計している（主産県調査の年には、非主産県ごとの推計値は公表されない。）。</p> |
| 巡回・見積り | <p>◆「巡回・見積り」とは、現地へ赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。</p> <p>◆「情報収集」とは、当該地域の農業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する業務情報の閲覧などを内容とする。</p> |
| 情報収集 | →「巡回・見積り」を参照 |
| 全国調査 | →「主産県調査」を参照 |
| 専門調査員 | ◆地方農政局等が「専門調査員」という名称で、おおむね毎年募集し、雇用する統計調査員であり、農業経営統計調査と作物統計調査に関する事務の一部を担う。 |
| 単位区 | ◆面積調査（耕地面積調査、水稻に係る調査）を行う前提として、空中写真（衛星画像等）に基づき全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海 |

| 用語 | 説明 |
|----------------------|--|
| | <p>道にあつては 400m 四方) の格子状の区画に分ける。</p> <p>このうち、耕地が存在する区画を「単位区」といい、単位区のうち、面積調査を行う区画として選定された単位区を「標本単位区」という。</p> <p>現状においては、耕地面積調査は約 30,000 単位区、水稻の作付面積調査は約 10,000 単位区で行われている。</p> <p>◆単位区のうち、水稻に係る作況調査を行う区画から選定した筆を「作況標本筆」という。現状においては、水稻の作況調査は約 8,000 筆で行われている。</p> |
| <p>地方農政局等</p> | <p>◆農林水産省の地方支分部局である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局 ・北海道農政事務所 ・内閣府沖縄総合事務局農林水産センター <p>の総称として用いている。</p> <p>なお、調査の実施上、内閣府沖縄総合事務局農林水産センターは、内閣府沖縄総合事務局を經由して農林水産省との間における事務を行っている。</p> |
| <p>摘採面積</p> | <p>◆茶を栽培している面積のうち、収穫を目的として茶葉の摘取りが行われた(実)面積をいう。</p> <p>◆茶の場合、1年に何度も摘取りが可能であることから、同一茶園で複数回摘採された場合の延べ面積を「摘採延べ面積」という。</p> |
| <p>農林業経営体</p> | <p>◆一定以上の規模をもって、農林業に従事する者(委託を受けて農林業作業を行う者を含む)。法人化の有無を問わない(いわゆる農家の場合もあれば、株式会社のような場合もある。)</p> <p>◆作物統計調査に関連する規模基準は、以下のとおり。</p> <p>(1) 経営耕地面積が 30 アール以上</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積が、次の基準以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露地野菜作付面積 15 アール ・施設野菜栽培面積 350 平方メートル ・果樹栽培面積 10 アール ・露地花き栽培面積 10 アール ・施設花き栽培面積 250 平方メートル ・その他 過去 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円 <p>◆したがって、上記の規模に満たない農家は、農林業経営体には該当せず、作物統計調査の報告者にもならない。</p> |